

# [商品概要説明書]

釧路信用金庫

## フリーローン「きゃっするフリー」

令和3年9月1日現在

商品名	● フリーローン「きゃっするフリー」(信金ギャランティ㈱保証付)
ご利用 いただける方	当金庫の会員または会員となる資格を有する以下の条件をすべて満たす方。 ● 当金庫の営業区域内に居住または勤務されている方。 ● 契約時の年齢が満20歳以上満65歳以下の方。 ● 安定継続した収入のある方。(パート・アルバイトの方は可、年金受給のみの方は不可) ※専業主婦の方は、配偶者が満69歳以下で安定継続した収入(パート・アルバイトの方は不可)がある場合に、申込金額50万円以内に限り可。 ● 当金庫で当商品の既存のお借入がない方。(ただし借換えの場合を除きます) ● 当金庫における取引振りに不芳情報がなく、信金ギャランティ㈱の保証が得られる方。
お使いみち	● ご自由にお使いいただけます。(ただし、事業性資金は除きます)
ご融資金額	● 10万円以上900万円以内とします。(1万円単位)
ご利用期間	● 6ヶ月以上10年以内とします。
ご融資利率	● 「固定金利型」のみの取扱いとし、当金庫所定の利率を適用させていただきます。 ● ご融資利率は保証会社の審査結果により異なります。
ご返済方法	● 毎月元利均等返済となります。 ● お申込金額の50%以内の元金については、6ヵ月毎のボーナス返済併用も可能です。
保証人・担保	● 信金ギャランティ㈱が保証しますので必要ありません。
保証料	● ご融資利率に含まれていますので、別途保証料をご用意いただく必要はありません。
手数料 (融資実行後)	● 期限前に全額返済及び一部返済を行う場合、該当返済元金に対し0.55%の割合で手数料がかかります。 ● ご融資条件を変更される場合、5,500円(消費税込)の条件変更手数料がかかります。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時、電話:0154-23-9020)にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話011-221-3273)までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他	● お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。審査の結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ● なお、審査結果の内容については、お答えいたしかねますのであらかじめご了承のうえお申込下さい。 ● 現在のご融資利率・保証料率、ご返済額の試算については当金庫の本支店までお問い合わせ下さい。